

【件名】ACT政府発表：7月21日以降ブリスベン等南東部QLD州に訪問歴のある人は「ステイホーム対策」の対象に（COVID-19 関連）

#### 【ポイント】

●7月31日（土）、ACT政府は、QLD州政府がブリスベンを含む計11の地方行政区に対してロックダウン措置を実施する旨発表したことを受け、QLD州のCity of Brisbane、Moreton Bay Region、City of Gold Coast、City of Ipswich、Lockyer Valley Regional Council、Logan City、Noosa Shire Council、Redland City、Scenic Rim Regional Council、Somerset Regional Council、Sunshine Coast Regional Councilを7月21日（水）以降に訪問歴のある人に対して、7月31日（土）午後4時以降、必要不可欠な理由を除いて家に滞在することを求める「ステイホーム対策（stay at home requirement）」を実施する旨発表しました。この措置は、少なくとも、8月3日（火）午後11時59分まで継続されません。

#### 【本文】

ACT政府発表の詳細及び原文は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/news-articles/stay-at-home-requirement-for-11-queensland-lgas>

##### 1 「ステイホーム対策」

（1）7月31日（土）、ACT政府は、QLD州政府がブリスベンを含む計11の地方行政区に対してロックダウン措置を実施する旨発表したことを受け、QLD州のCity of Brisbane、Moreton Bay Region、City of Gold Coast、City of Ipswich、Lockyer Valley Regional Council、Logan City、Noosa Shire Council、Redland City、Scenic Rim Regional Council、Somerset Regional Council、Sunshine Coast Regional Councilを7月21日（水）以降に訪問歴のある人に対して、7月31日（土）午後4時以降、必要不可欠な理由を除いて家に滞在することを求める「ステイホーム対策（stay at home requirement）」を実施する旨発表しました。この措置は、少なくとも、8月3日（火）午後11時59分まで継続されます。対象者は、下記からオンライン申告をする必要があります。

○オンライン申告先：<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms>

（2）「ステイホーム対策」に該当する人は、ACTに到着する24時間以内または、「ステイホーム対策」を開始してから24時間以内にオンラインで申告しなければなりません。

○オンライン申告先

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms>

（3）「ステイホーム対策」の該当者は、ACTに入境後は「ステイホーム対策」を実施す

る住居に直接向かい、住居を離れるのは許可された必要不可欠な理由（以下（５）に記載）に限られます。「ステイホーム対策」は少なくとも８月３日（火）午後１１時５９分まで実施されます。

（４）「ステイホーム対策」を実施中は、１２歳以上の人は、必要不可欠な理由で外出する場合はマスクを着用しなければなりません。なお、屋外で激しい運動をする場合はマスクの着用は不要です。

（５）「ステイホーム対策」を実施中に住居を離れることが出来る必要不可欠な外出理由は以下のとおりです。

○テレワークが不可能な必要不可欠な仕事を行う場合。必要不可欠とされる仕事の詳細は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/essential-work>

○通常の学校や学童保育に通う場合（１２歳未満はマスクの着用が不要）

○保護者が必要不可欠な仕事や勉学に従事している場合のチャイルドケアへの通園

○必要不可欠な食料や薬品の購入

○医療上の必要がある場合（人道上の理由、脆弱な人の世話をする場合を含む）

○新型コロナワクチンを受けるため（ワクチン接種の資格があり、既に予約があり、自己隔離に該当しない場合）

○屋外の運動（１日１時間に限る）

○必要不可欠な動物の世話

○緊急事態発生時

「ステイホーム対策」の詳細は下記リンク先をご確認ください。

<https://www.covid19.act.gov.au/stay-safe-and-healthy/quarantine-and-isolation/stay-at-home-requirement-information>

（６）ACT住民以外の人は、原則ACTに入境することが出来ません。入境を希望する人は入境禁止措置に対する免除許可を受けない限り入境が出来ません。免除許可は、例外的な状況がある場合にのみ許可されます。なお、入境が許可された場合でも、「ステイホーム対策」に従う必要があります。

○免除申請先：<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/travel-directions-in-the-act/online-travel-forms>

## ２ 南東部QLD州への訪問

（１）ACT政府は、南東部QLD州への訪問を避けることを強く推奨しています。仮に、必要不可欠な理由で訪問する場合は、ACT及びQLD州の全ての公衆衛生規則に従わなければなりません。

（２）最近、南東部QLD州から戻った人は、感染指定地域（exposure locations）を確認

し、新型コロナウイルスの症状を観察し、仮に症状が出た場合は軽い症状であっても直ちに検査を受けてください。

○ Q L D 州に訪問歴のある人への対応についての掲載先：

<https://www.covid19.act.gov.au/travel/entering-the-act/qld>

3 ACT政府は、下記リンク先に新型コロナウイルスに関する最新の情報を掲載していますので、定期的に確認し、最新の情報を入手するよう心がけてください。

<https://www.covid19.act.gov.au/>

(メール発信者)

在オーストラリア日本国大使館領事部

電話：02-6273-3244 (代表)

FAX：02-6273-1848

メール：[consular@cb.mofa.go.jp](mailto:consular@cb.mofa.go.jp)

大使館 HP：[https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※豪州政府の政策等に関しましては、下記のサイトを参考にしてください。

豪州政府コロナウイルス専用サイト：<https://www.australia.gov.au/>

ACT政府コロナウイルス関連サイト：<https://www.covid19.act.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト：<https://covid19.homeaffairs.gov.au/>

豪内務省コロナウイルス関連サイト (日本語)：

<https://covid19inlanguage.homeaffairs.gov.au/ja>

豪保健省コロナウイルス関連サイト：<https://www.health.gov.au/news/health-alerts/novel-coronavirus-2019-ncov-health-alert>

※当館はACT (首都特別地域) を管轄しておりますが、それぞれの州政府の政策等に関するお問い合わせに関しましては、各総領事館にお問い合わせください。

在シドニー総領事館 (NSW州, NT (北部準州) 管轄)

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在メルボルン総領事館 (VIC州, SA州, TAS州管轄)

[https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.melbourne.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在ブリスベン総領事館 (QLD州管轄)

[https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.brisbane.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在パース総領事館 (WA州管轄)

[https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.perth.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

※たびレジに簡易登録をされた方でメールの配信を停止・変更したい方は、以下のURLから手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>